令和５年度
「ポイ捨て」に関する調査
報告書

令和６年３月

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

目次

はじめに～本調査について～ 1
１．ポイ捨てについての調査及びポイ捨てされたごみの回収方法 2
２．ポイ捨てを規制する条例等制定の有無 5
３．条例等に規定された行政機関による措置の内容 7
４．条例等に規制された罰則規定の有無 8
５．措置・罰則規定の適用事例 10
６．条例等の施行による課題の内容 11
７．条例を制定する上で工夫した点 12
８．条例の制定を予定していない理由 13
９．条例等の施行以外で効果のあった施策等 14

はじめに～本調査について～

（１）調査目的

近年、空き缶、紙くず、プラスチックごみ、たばこの吸い殻その他のごみを、回収容器及び定められた場所以外にみだりに捨てる行為（以下「ポイ捨て」という。）の問題に対応するため、生活環境の保全や公衆衛生の確保等を目的とした条例を制定する自治体が多くある。

本調査は、各市区町村における対応事例等の把握を目的として、令和３年度に行われた「ポイ捨て」に関する調査（以下「前回調査」という。）の項目を一部変更し、令和５年度に下記のとおり実施したものである。

（２）調査対象

全国 1741 市区町村

（３）調査方法

各都道府県の協力の下、同都道府県管内の全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

（４）調査時点

令和５年 10 月末時点

（５）回答状況

回答市区町村数：1741（回答率　100%）

１．ポイ捨てについての調査及びポイ捨てされたごみの回収方法

ポイ捨てされたごみの量を調査していると回答した市区町村は154と、全体の約９％であった（図１）。

ポイ捨てされることが多い物の種類は、空き缶が22%、ペットボトルが22%であった。「その他」としては、「マスク」「弁当がら」等の回答があった（図２）。

ポイ捨てされたごみの回収方法については、ボランティアによる回収が全体の約29%、自治体の直営での回収が約27%という結果であった。「その他」としては、「自治会による清掃活動」「土地の管理者が回収」等の回答があった（図３）。

ポイ捨てされることが多い場所は、山道・山林が約25%、幹線道路が約22%という結果であった。「その他」としては、「高速道路付近」「公園」等の回答があった（図４）

図１　ポイ捨てごみの量の調査実施有無

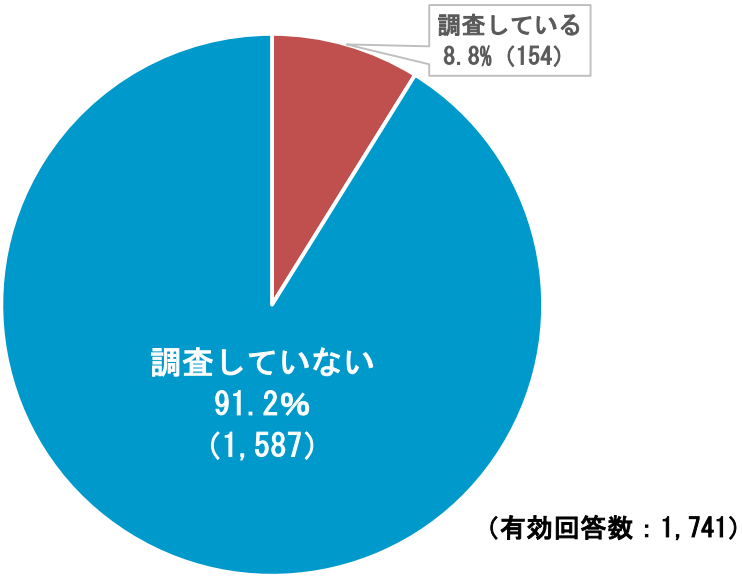

図２　ポイ捨てされることが多い物の種類（＊複数回答可）

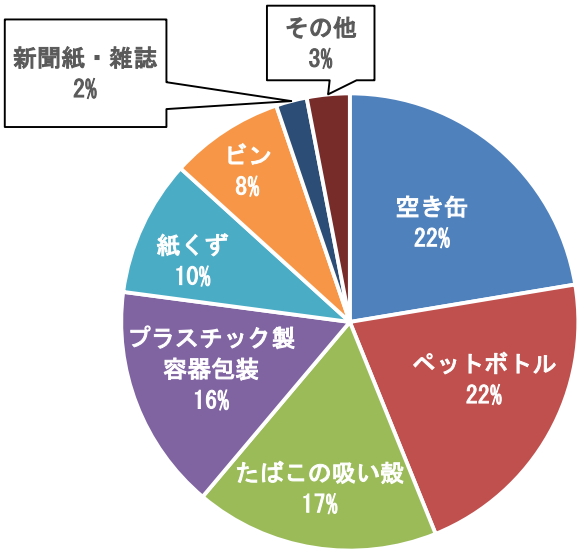

図３　ポイ捨てされたごみの回収方法（＊複数回答可）

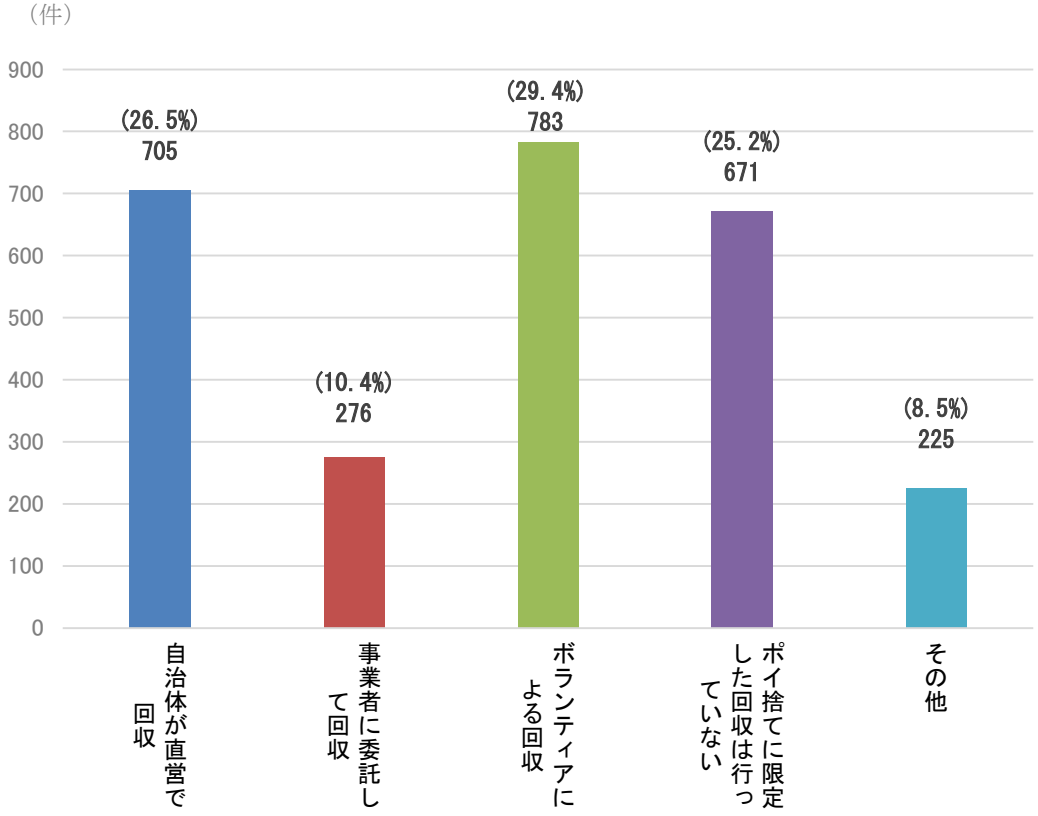

図４　ポイ捨てされることが多い場所（＊複数回答可）

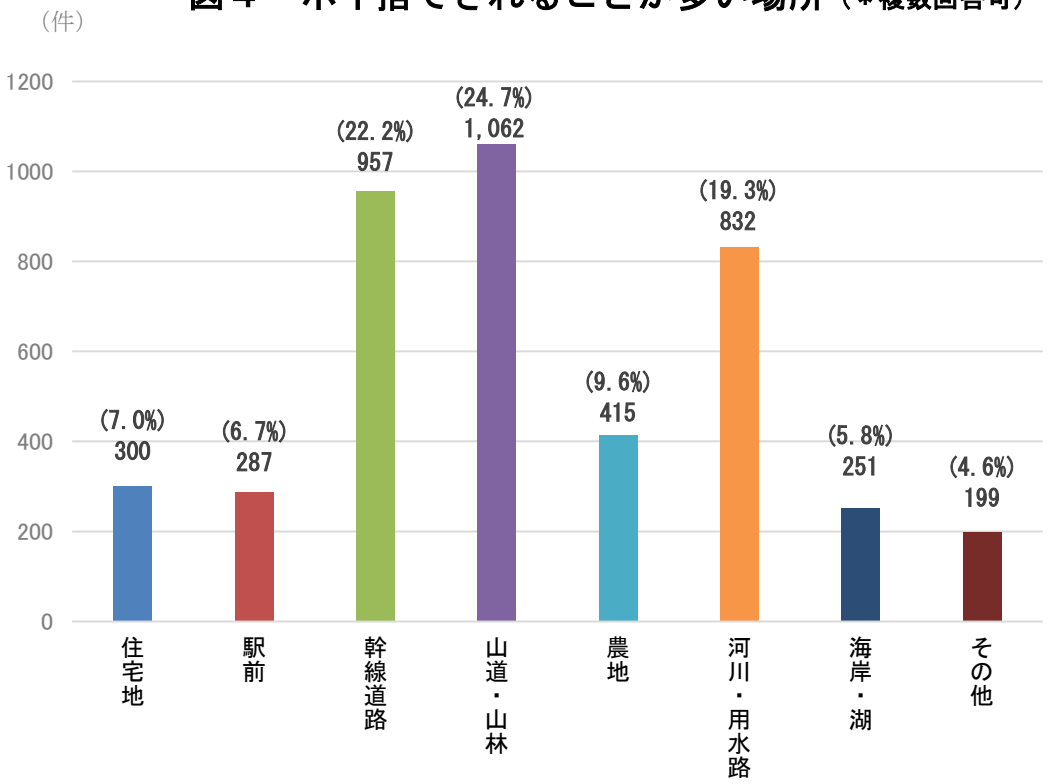

２．ポイ捨てを規制する条例等制定の有無

ポイ捨てを規制する条例等（以下「条例等」という。）の制定状況については、「制定済み」が1,054市区町村と全体の約60%、「制定予定なし」が632市区町村、全体の約36%という結果であった（図５）。

条例等を制定している市区町村の割合を、都道府県単位でみると表１のとおりとなり、都道府県によって制定状況に顕著な差が見られる。

図５　条例等制定の有無

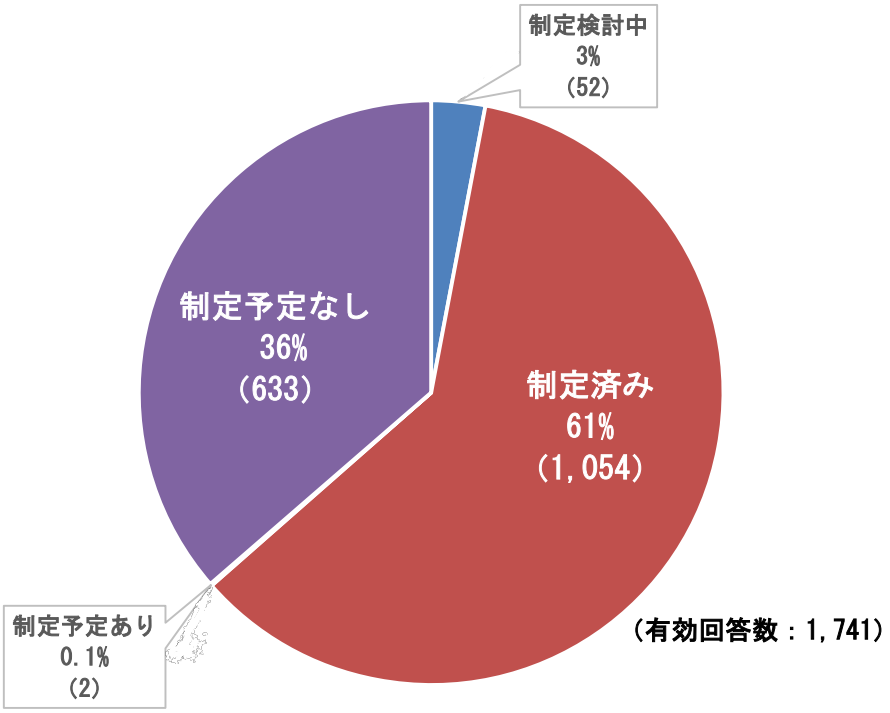

表１　都道府県別条例等制定状況

都道府県名	条例制定有り	総市区町村数	割合
栃木県	24	25	96.0%
香川県	16	17	94.1%
千葉県	50	54	92.6%
大阪府	39	43	90.7%
岐阜県	38	42	90.5%
大分県	16	18	88.9%
愛知県	47	54	87.0%
富山県	13	15	86.7%
茨城県	38	44	86.4%
神奈川県	28	33	84.8%
山口県	16	19	84.2%
東京都	52	62	83.9%
新潟県	25	30	83.3%
広島県	19	23	82.6%
三重県	22	29	75.9%
石川県	14	19	73.7%
福岡県	44	60	73.3%
長崎県	15	21	71.4%
岡山県	19	27	70.4%
熊本県	31	45	68.9%
滋賀県	13	19	68.4%
鹿児島県	29	43	67.4%
福島県	39	59	66.1%
兵庫県	27	41	65.9%
静岡県	23	35	65.7%
埼玉県	41	63	65.1%
群馬県	21	35	60.0%
佐賀県	12	20	60.0%
長野県	44	77	57.1%
徳島県	13	24	54.2%
京都府	14	26	53.8%
宮崎県	14	26	53.8%
宮城県	18	35	51.4%
山梨県	13	27	48.1%
鳥取県	9	19	47.4%
島根県	9	19	47.4%
愛媛県	9	20	45.0%
奈良県	17	39	43.6%
和歌山県	13	30	43.3%
沖縄県	17	41	41.5%
山形県	13	35	37.1%
高知県	12	34	35.3%
福井県	5	17	29.4%
北海道	45	179	25.1%
青森県	8	40	20.0%
秋田県	5	25	20.0%
岩手県	5	33	15.2%

３．条例等に規定された行政機関による措置の内容

条例等に規定されているポイ捨て等を行った者への措置・罰則の内容として、最も多かったものは「勧告」、次いで「命令」、「助言及び指導」であった（図６）。「その他」としては、「立入調査」、「始末書、誓約書の徴収」、「代執行」等の回答がみられた。

図６　措置の内容（＊複数回答可）

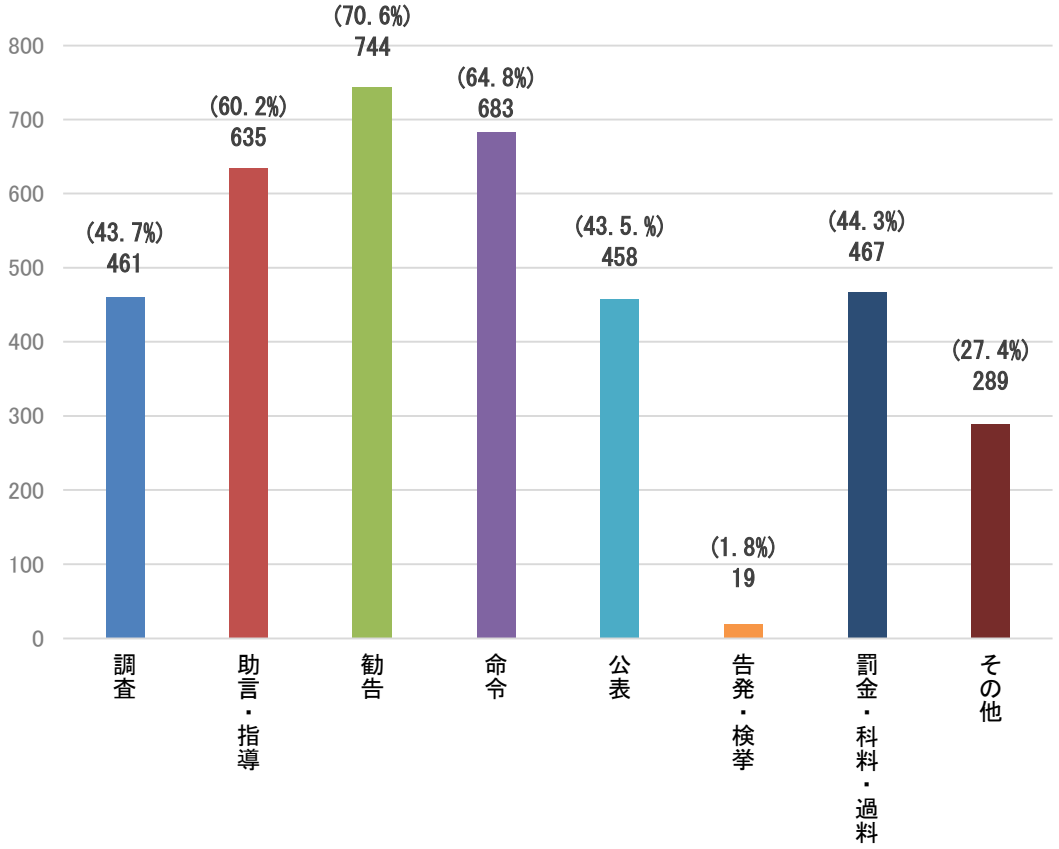

（注）条例等を制定している市区町村数（1,054）を 100%とした。

（注）「罰則・科料・過料」は、いずれも「ポイ捨て行為を行った者に対する措置」を指す。

４．条例等に規定された罰則規定の有無

条例等を制定している1,054市区町村のうち、条例等において罰金・科料・過料の罰則規定を設けているのは467市区町村で、全体の約44%であった（図７）。それぞれの代表的な理由については次ページ表２に示すとおりである。さらに、措置として「罰金・科料・過料」を規定していると回答のあった463市区町村の金額の上限をみると図８で示すとおりである。

図７　罰則規定の有無

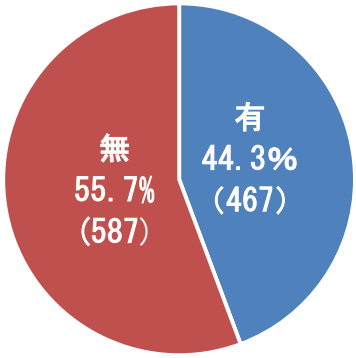

図８　条例等に規定された「罰金・科料・過料」の上限

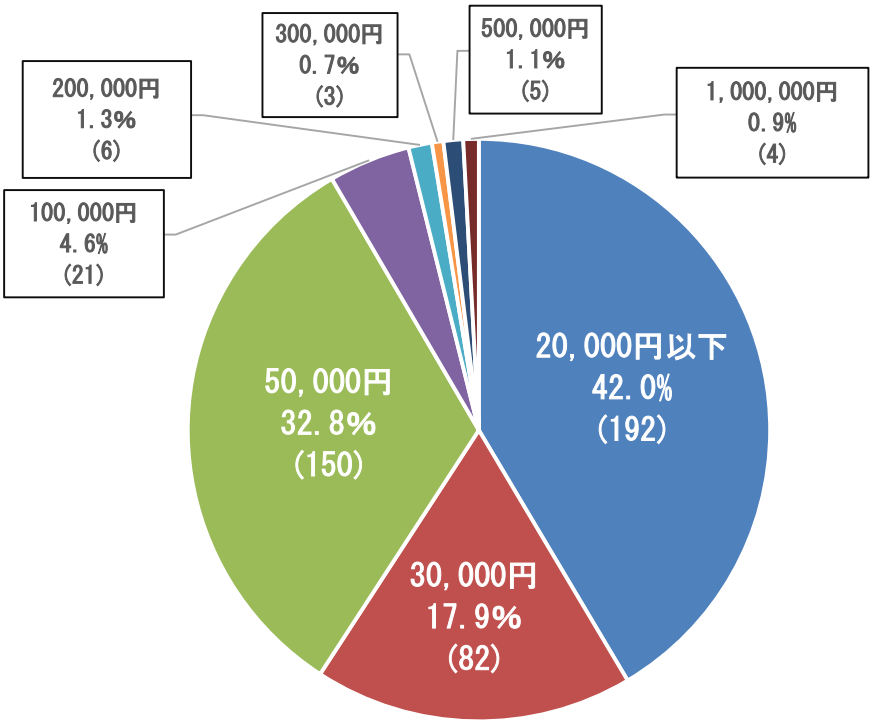

表２　条例等において罰則規定を設けた理由

罰則規定の有無	理由（一部抜粋）
有	・より効果的な抑止効果が期待できたため。 ・市民への周知と違反行為の心理的抑止を期待するため。 ・市内の環境美化の促進のため。 ・空き缶等の投棄による散乱の防止に関し必要な事項を定めることにより快適な生活環境を確保するため。 ・条例の実効性を確保するため。 ・空き缶等のポイ捨てによる散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活環境を確保することを目的とするため。
無	・町の景観整備の取り組みの一環として制定しており、町民のマナー違反の増加を背景としていないため。 ・罰則は含まれていないが、生活環境の保全に支障のある行為により復旧事業の執行が必要となった場合においては、その原因者に復旧事業の執行に必要な費用の全部又は一部を負担させることができるため。 ・住民等に対し、自発的な活動を促すことを目的としているため。 ・ポイ捨てが大きな問題になっていないため。 ・美しいまちづくりの推進、住民への周知啓発という観点から、罰則による強制はなじまないものと考えているため。 ・町からの勧告、命令に従わない者は住所氏名を公表することにより、十分な社会的制裁を受けるものと考えられるため。 ・実際に罰金が科せられるケースは稀であり、罰則規定による抑制効果についてもあまり期待できないため。 ・指導等で改善できると考えているため。 ・ポイ捨てした本人の特定やどの程度のものへ罰則を科すのか判断が難しいため。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 25 条第 14 号（投棄禁止に対する罰則）において罰則規定が設けられているため。

※重複回答あり

５．措置・罰則規定の適用事例

調査年度を含む直近５年度の期間において、条例等において規定された措置・罰則（図６で示した措置）を実際に適用した事例があると回答のあった市区町村において、最も多かったのは「助言・指導」であり、次いで「罰金・科料・過料」、「勧告」、「調査」であった（図９）。

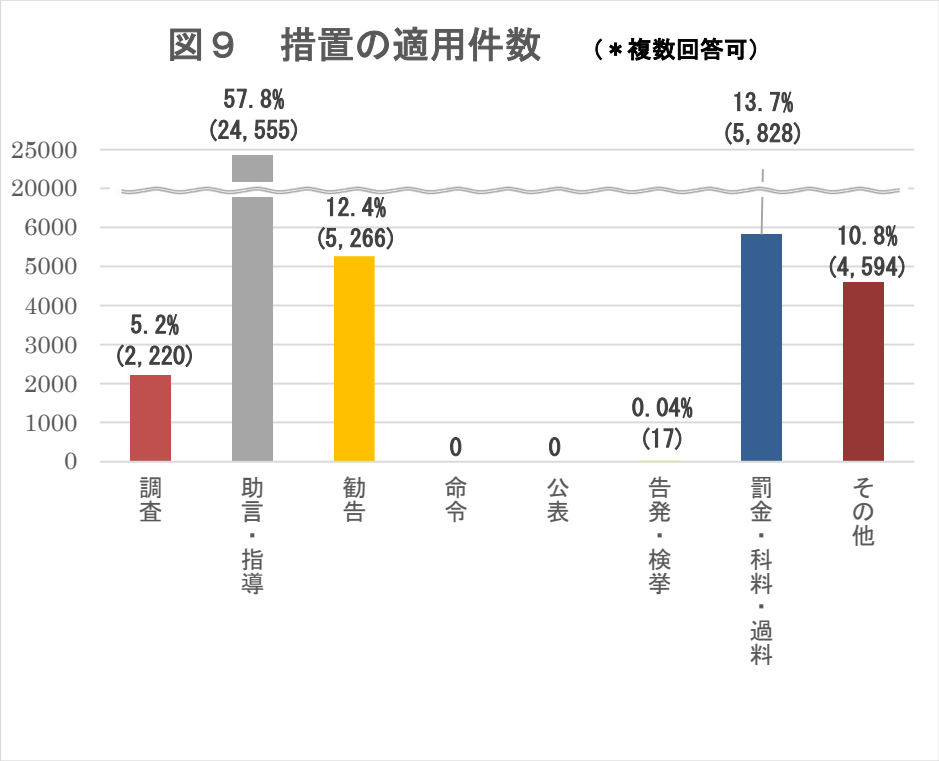

６．条例等の施行による課題の内容

条例等の施行による課題の内容として最も多かったのは「違反者の特定」であり、次いで「違反者への指導方法」、「条例等の適用方法（罰則等）」となっている。「その他」としては、「条例の周知」、「市民等のモラルの向上」等の回答があった（図 10）。

図10　条例等の施行においての課題（＊複数回答可）

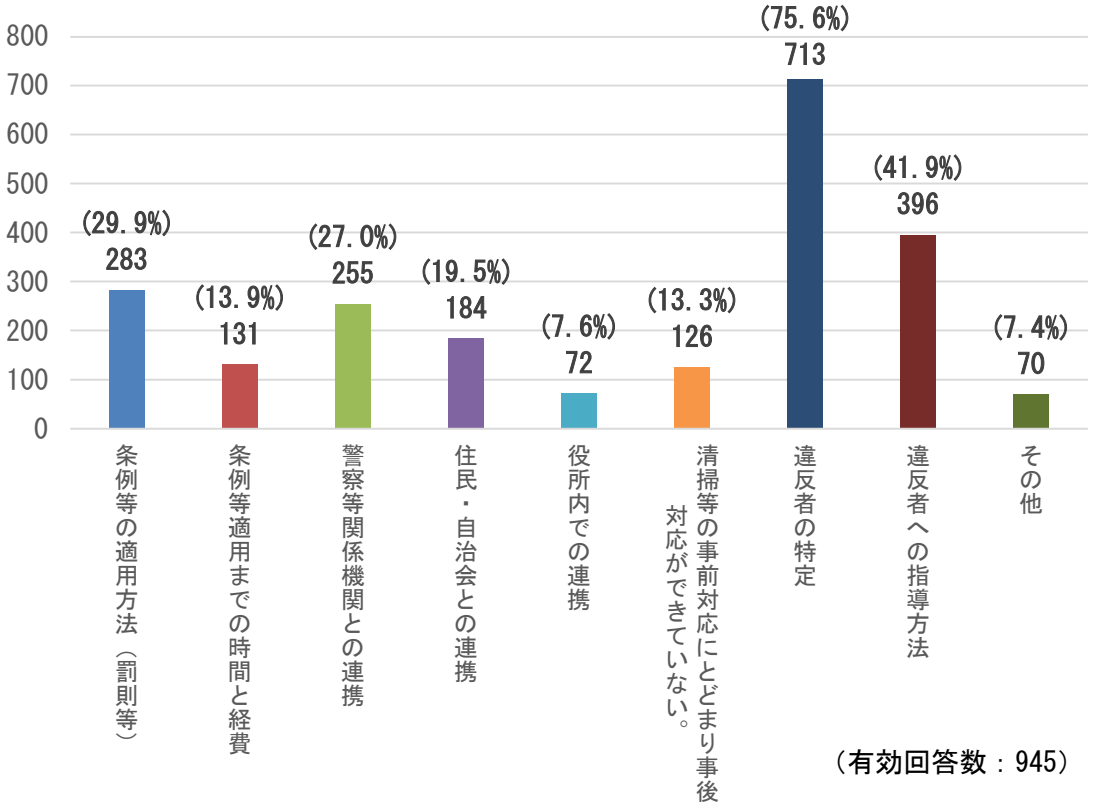

（注）条例等を制定している市区町村数（945）を 100%とした。

７．条例を制定する上で工夫した点

ポイ捨てごみ事案については、新規の条例等を制定する方法だけではなく、既存の条例等を改正することで対応している市区町村もみられるが、条例等を制定する上で工夫した点や、条例等を改正した場合の理由について、ポイ捨て事案に対応することを目的とした条例等の制定状況について「制定済み」と回答した市区町村からの回答の一部を下記表３に抜粋した。

表３　条例等の制定に当たっての工夫・条例等の改正理由

分　類	具体例（一部抜粋）
制定する上で工夫した点	・条例に罰則を設けず、市・市民・事業者等の責務を明確にすることで、マナーやモラルの向上を図ることに重点をおいた。 ・「マナーからルールへ」というキャッチコピーのもと、禁止区域内には指定喫煙場所を設け、吸える場所と吸えない場所のメリハリに努めた。 ・市民意見等を考慮し、条例の実効性を確保するため罰則規定を設けた。 ・人の往来が多く、ポイ捨てされやすい区域、また地域の歴史、文化などから見て特に必要があると認める区域を「美化推進重点区域」として指定し、美化推進キャンペーンの実施や関係団体への美化活動の働きかけを行っている。 ・条例の中に、市民や事業者等が、環境美化に努めることや、投棄の禁止を明記することで、まちの環境保全に対する住民意識の向上を図った。 ・ごみをポイ捨てしないという義務規定のほか、きれいなまちづくり推進に貢献したものを表彰するという規定を設けており、意欲増進を図っている。
条例等を改正した理由	・条例制定時には罰則規定等はなかったが、改正健康増進法を契機に、人の往来が多い駅前での喫煙行為による危険を防止するため、罰則規定を設けた。 ・平成 16 年度に条例が施行され、一定の効果はあったものの、市民より更なるマナー違反への対応を求められたため、条例を改正し、過料の対象となる路上禁煙地区を増やすとともに、規制範囲を拡大し、ごみのポイ捨て、犬のふんの放置についても過料の対象とした。 ・条例を改正し、路上禁煙地区を指定できるようにした。

※重複回答あり

８．条例制定を予定していない理由

条例等の制定状況において「制定予定なし」と回答した市区町村を対象に調査を行った、条例等の制定を予定していない理由については、632 件の有効回答のうち回答が 539 件であった。下記表４は、回答の一部を抜粋したものである。

表４　条例等の制定を予定していない理由

分　類	具体例（一部抜粋）
制定検討中	・環境美化にかかわることなのか不法投棄でのごみの処理なのか不明であり、策定にあたってのノウハウや人員の確保が難しいため。 ・ポイ捨ての実行者などは特定が難しい中、措置等を定めた条例を制定しても行使のしようもなく、意味をなさないため。
制定予定なし	・廃掃法や県条例に規定されており、市としては看板設置や定期的なパトロール、市民への啓発を実施し、散在性ごみの抑制に努めているため。 ・廃掃法第 16 条（投棄禁止）に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とあり、これを準用しているため。 ・チラシや看板などによる啓発によりポイ捨て対策をしていて、条例制定が有効かどうか疑問であるため。 ・ポイ捨てごみの問題が懸案事項となっていないため。 ・ポイ捨ての実行者などは特定が難しい中、措置等を定めた条例を制定しても行使のしようもないため。 ・条例制定のための人員が不足しているため。 ・現状においてごみのポイ捨てが条例を制定するほど問題化していない。 ・個々人のモラルの問題であり、条例の制定のみでは効果がないと感じるため。 ・山間部が多いので、ポイ捨てよりも不法投棄が主流。不法投棄については、法律に基づいて対応しているため。

※重複回答あり

９．条例等の施行以外で効果のあった施策等

条例等の施行以外で効果のあった施策等について 257 件の有効回答があった。下記表５は、当該回答を内容毎に分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表５　条例等の施行以外で効果のあった施策等

分　類	件　数	具体例（一部抜粋）
看板の設置	177 件	・横断幕、懸垂幕、のぼり旗、電柱表示板等による路上喫煙やポイ捨て防止啓発看板の設置。 ・不法投棄の罰則（懲役、罰金）が記載された看板等の設置 ・ポイ捨て禁止看板の窓口配布。
カメラの設置	83 件	・屋外用赤外線監視カメラの設置による原因者の特定と指導。 ・ごみステーションや不法投棄現場への防犯カメラ設置。 ・ダミーカメラの設置。
看板、カメラ以外の設置	13 件	・路上・路面へのポイ捨て禁止啓発ステッカーの貼り付け。 ・公共のごみ容器の設置。 ・不法投棄防止ネット・ロープ・フェンスの設置。 ・ミニ鳥居の設置。 ・喫煙所の設置。 ・環境美化啓発用マスコット像の設置。
周知活動等	30 件	・タバコのポイ捨ての原因である路上喫煙の防止の呼びかけ。 ・市内に所在する高校と連携し、駅利用者に対して啓発品の配布や呼びかけ運動を行っている。 ・町内回覧での注意喚起。 ・職員による、啓発グッズ配布等の活動。
パトロールの実施	67 件	・警察と協力した定期的なパトロール。 ・市が委託する業者による啓発パトロールの実施。 ・指導員による計画的な巡視。
市民連携等	29 件	・ポイ捨てが横行している箇所に「不法投棄重点監視区域」看板を町と警察署の連名で設置。 ・小学生、中学生、保護者による美化活動。 ・ごみ拾い専用ＳＮＳアプリの活用。
一斉清掃等による良好な環境維持	45 件	・特定した郊外地箇所の法面草刈りの実施（特定箇所をきれいにすることによるポイ捨て抑制効果を期待） ・市民による一斉清掃の実施（年２回）

※重複回答あり